

東弁27人第133号
2015年7月15日

東京拘置所
所長 渡邊恒雄 殿

東京弁護士会
会長 伊藤茂昭

人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人 A 氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

貴所は、被収容者一般に対して、夏季期間の戸外運動終了後を除いて、居室において水で濡らしたタオルでの拭身を禁止しており、申立人に対しても平成24年4月19日から平成25年1月31日まで、同様の態様で水で濡らしたタオルでの拭身を禁止した。

しかし、そもそも濡れたタオルでの拭身は、それを行うためには国家の行為を必要とせず、一般市民は自由に行うことができる私的事柄である。そして、清潔な生活環境のもとで生命・健康を維持していくことは人格的生存に不可欠であるが、濡れたタオルでの拭身は、身体に付いた汚れを拭き、身体を清潔な状態に保つことができるだけでなく、身体の不快感を解消するという効果を有する。したがって、濡れたタオルでの拭身の自由は、幸福追求権として日本国憲法第13条によって保障されているというべきである。

しかるに、貴所の上記の態様での濡れたタオルでの拭身の禁止措置は、申立人の濡れたタオルでの拭身の自由を侵害するものである。

よって、当会は、貴所に対し、今後の運用として、被収容者が居室において水で濡らしたタオルで拭身することを認めるよう勧告する。

第二 勧告の理由

一 申立人の主張等

- 1 申立人は貴所に収容されていた者であり、相手方は貴所である。
- 2 相手方の房内には「タオルに水をつけて体を拭くことを禁ずる」との

注意が貼ってある。もっとも、乾いたタオルで拭くことまでは禁止されていない。

- 3 水で濡らしたタオルで身体を拭く行為は、夏は認められているが、冬は認められていない。
- 4 注意書きに違反して懲罰になる人を自分は現認している。もっとも、自分自身はタオルを使って体を拭く行為で懲罰を受けてはいない。
- 5 相手方が、申立人を含む被収容者に対して、居室において水で濡れたタオルで身体を拭くことを「水の不正使用」として禁止している措置は、申立人の人権を侵害するものである。

二 照会に対する貴所の回答要旨

貴所からは、当会の照会に対し、次のとおりの回答があった。

- 1 申立人の貴所への収容期間
平成24年4月19日から平成25年1月31日まで。
- 2 タオルでの拭身の制限の有無について
居室で被収容者が乾いたタオルで拭身することを禁止してはいない。

居室で水を使っての拭身は原則認めていないが、夏季期間においては、戸外運動終了後に濡れタオルで拭身することを認めている。

- 3 拭身についての遵守事項の被収容者に対する周知
被収容者には、居室に備え付けてある冊子に、「許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と記載し、周知している。
- 4 居室での洗濯
居室において、ハンカチ及びタオルを洗濯することは認めている。
- 5 居室で水を使って拭身することを制限している理由
刑事施設の管理運営上の都合（節水）及び規律秩序の維持のためである。

貴所では被収容者に対し、節水に努めるよう指導しているところ、被収容者に水の使用を無制限に認めることとなると、施設の水道使用料が膨大になり、施設の予算を圧迫する事態となりかねないほか、水を流す音が騒音となり、これが原因で、他の被収容者からの苦情や近隣の被収容者とのトラブルになるなどの理由から、水の使用を制限している。

三 判断

- 1 当会が認定した事実
 - (1) 申立人は、平成24年4月19日から平成25年1月31日まで、貴所に収容されていた。
 - (2) 貴所においては、居室で被収容者が乾いたタオルで拭身することは禁止されていない。

- (3) 居室内での濡れたタオルを使つての拭身は、夏季期間において戸外運動終了後は認められているが、それ以外においては原則として認められていない。
- (4) 被収容者に対しては、居室内で水を使つての拭身を禁止する旨の告知がなされている。
- (5) 貴所においては、居室内で被収容者がハンカチやタオルを洗濯することは認められている。

2 人権侵害性

(1) 濡れたタオルでの拭身の自由について

濡れたタオルでの拭身とは、水で濡らしたタオルを用いて身体を拭く行為をいう。このような濡れたタオルでの拭身の自由は、人権として憲法上保障されているか、憲法に明文がないため問題となる。

ア そもそも濡れたタオルでの拭身は、それを行うためには国家の行為を必要とせず、一般市民は自由に行うことができる私的事柄である。そして、清潔な生活環境のもとで生命・健康を維持していくことは人格的生存に不可欠であるが、濡れたタオルでの拭身は、身体に付いた汚れを拭い、身体を清潔な状態に保つことができるだけでなく、身体の不快感を解消するという効果を有する。したがって、濡れたタオルでの拭身の自由は、幸福追求権として日本国憲法第13条によって保障されているというべきである。

イ もっとも、この濡れたタオルでの拭身の自由も絶対無制約ではなく、刑事施設での拘禁目的達成のため、濡れたタオルの使用制限目的に合理性が認められ、かつ、当該目的を達成するために使用制限が必要かつやむを得ないといえる場合には、当該制限は許容されると解する。

(2) 制限目的の合理性について

貴所によれば、濡れたタオルでの拭身の制限の目的は、節水と規律秩序の維持にある。

確かに刑事施設の管理運営上、予算上の制約から水道使用料を抑える必要があり、節水という目的自体は合理的である。

また、刑事施設での拘禁目的達成のためには、規律秩序の維持が必要である。水道を使用する場合、水の流し方によっては音が大きくなり、他の被収容者にとっては騒音と感じられる可能性があり、それが原因でトラブルとなる可能性がある。したがって、水を流す音が原因でトラブルになることを防ぐという意味で規律秩序の維持という目的自体にも合理性が認められる。

よって、濡れたタオルでの拭身の制限の目的自体には合理性が認められる。

(3) 規制手段としての相当性について

ア 貴所による拭身の制限の態様をみると、貴所においては、乾いた

タオルでの拭身は認められている。これに対し、水で濡らしたタオルでの拭身については、遵守事項に「許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と定め、原則として認めていない。

もともと、夏季期間においては、戸外運動終了後に濡れタオルで拭身することは認めている。

このように、貴所においては、水で濡らしたタオルでの拭身は、夏季期間を除いて原則として認められていない。

イ 貴所も述べるように、確かに予算の関係上、水道使用料を抑える必要性は認められる。

しかし、乾いたタオルを水で濡らす行為や拭身した後のタオルを水洗いする行為に要する水の量はそれ程多量とはいえない。貴所自身、被収容者が居室内でタオルを洗濯することは認めているのである。

また、貴所は「水を流す音が騒音となり、これが原因で他の被収容者からの苦情や近隣の被収容者とのトラブルになる。」というが、夏季期間は水で濡らしたタオルでの拭身を認めており、その場合は水を流す音が発生するにもかかわらず音を問題とせず、夏季期間を除いた期間については水を流す音を問題とするのは一貫していない。さらに、貴所は、水を流す音が騒音となり、それを原因として発生した具体的なトラブルの内容、トラブルの回数、頻度といったことを何ら明らかにしておらず、貴所の主張する騒音についての苦情やトラブルはそれ程切実なものではないと考えられる。

したがって、タオルを水で濡らしたり、拭身後にタオルを水洗いするために水を流す音が騒音となり、それが原因で他の被収容者からの苦情や近隣の被収容者とのトラブルになるというのは、あくまでも抽象的な危険に過ぎないというべきである。

ウ ところで、身体を清潔な状態に保つための方法としては、入浴やシャワー、水で濡れたタオルでの拭身などが考えられる。この水で濡らしたタオルでの拭身は、比較的少ない量の水の使用で身体を清潔な状態にすることができるだけでなく、申立人のように刑事施設に収容され行動の自由を制限されている者にとって、身体の不快感を解消するための簡便な方法でもある。

ところが、貴所においては水で濡らしたタオルでの拭身は、夏季期間を除いて原則として認められていない。また、身体を清潔な状態に保つもう一つの方法である入浴も、貴所では、おおむね週2回である（「所内生活の心得」（未決））。したがって、夏季期間を除くと、1週間のうち5日間は入浴がなく、しかも水で濡れたタオルで拭身することも原則として認められないことになる。

これは、毎日入浴するかあるいは入浴しない場合にはシャワーを浴びるのが通常である社会一般の保健衛生の水準に照らし著しく劣悪な保健衛生の水準というべきである。

したがって、節水や水を流す音が原因でトラブルが発生することを防ぐという制限目的に合理性が認められるとしても、貴所による濡れたタオルでの拭身の制限は過度な制約というべきであり、貴所による当該拭身の制限は、制限目的を達成するために必要かつやむを得ないといえる場合には当たらないというべきである。

3 結論

以上より、申立人を含む被収容者に対して、夏季期間を除いて居室において水で濡れたタオルで拭身することを認めない貴所の措置は、申立人の濡れたタオルでの拭身の自由を侵害するものである。

よって、頭書のとおり勧告をする次第である。

以上